均等割額計及び減額した世帯別平等割額計を当該組合を構成する市町村ごとに分別して26の規定を適用する。

28　［略］

29　十万人当たり病床数は、当該市町村の区域内のすべての病院に係る平成二十九年十月一日現在の「医療施設調査」の「許可病床数」の表側「一般病床」及び「療養病床」の欄の数値を合算した数からハンセン病の病床数を控除した数を合計した数を当該市町村の人口で除して十万を乗じて得た数（小数点以下第一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

30　医療圏十万人当たり病床数は、当該市町村の主たる区域を含む第二次医療圏の区域内のすべての病院に係る平成二十九年十月一日現在の「医療施設調査」の「許可病床数」の表側「一般病床」及び「療養病床」の欄の数値を合算した数からハンセン病の病床数を控除した数を合計した数を当該医療圏内の市町村の人口の合計数で除して十万を乗じて得た数（小数点以下第一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

十　高齢者保健福祉費　六十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［略］

算式イ

$(B \times \underline{3.281} + C \times \underline{6.196}) \div A$

［略］

算式ウ

$(B \times \underline{64.117} + C \times \underline{81.183} + D \times \underline{127.829}) \div A$

［略］

［2　略］

3　居宅介護サービス等受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告によつて平成三十一年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(11)居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「居宅介護サービス受

均等割額計及び減額した世帯別平等割額計を当該組合を構成する市町村ごとに分別して27の規定を適用する。

29　［同上］

30　十万人当たり病床数は、当該市町村の区域内のすべての病院に係る平成二十八年十月一日現在の「医療施設調査」の「許可病床数」の表側「一般病床」及び「療養病床」の欄の数値を合算した数からハンセン病の病床数を控除した数を合計した数を当該市町村の人口で除して十万を乗じて得た数（小数点以下第一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

31　医療圏十万人当たり病床数は、当該市町村の主たる区域を含む第二次医療圏の区域内のすべての病院に係る平成二十八年十月一日現在の「医療施設調査」の「許可病床数」の表側「一般病床」及び「療養病床」の欄の数値を合算した数からハンセン病の病床数を控除した数を合計した数を当該医療圏内の市町村の人口の合計数で除して十万を乗じて得た数（小数点以下第一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

十　高齢者保健福祉費　六十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［同左］

算式イ

$(B \times \underline{3.265} + C \times \underline{6.329}) \div A$

［同左］

算式ウ

$(B \times \underline{64.451} + C \times \underline{81.601} + D \times \underline{128.491}) \div A$

［同左］

［2　同上］

3　居宅介護サービス等受給者は、その年の二月分として、当該市町村が介護保険事業状況報告によつて厚生労働省に報告した「一般状況(11)居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「居宅介護サービス受給者数」とい